

岡崎市立図書館資料除籍基準

1 趣旨

岡崎市立図書館の図書、視聴覚資料、その他の資料（以下「図書館資料」という。）の保存と管理の適正化を図るため、除籍基準を定めるものとする。

2 基本方針

除籍は、次の方針に基づき行うものとする。

（１）資料構成、利用者の需要、資料の保存価値及び収蔵能力等を総合的に判断し、除籍を行う。

（２）次の図書館資料の汚損・破損・不要図書資料の判断は、その特性、所蔵状況等を考慮した上で、より慎重に行うものとする。

ア 地域資料、参考図書及び貴重な資料

イ 類書がない、または絶版等により資料的価値が高いもの

3 除籍の対象となる資料

次の図書館資料は、除籍することができるものとする。

（１）汚損及び破損した図書館資料

ア 汚損・破損がひどく、補修の困難なもの

イ 汚損・破損があり修理可能ではあるが、補修後に図書館資料として利用に供することが適当でないと思われるもの

（２）亡失した図書館資料

ア 貸出中に紛失したもの

イ 災害などの事故により、亡失したもの

ウ 蔵書点検で４回連続して所在が不明なもの

（３）回収不能の図書館資料

貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず、蔵書点検時に未返却状態が４回続き、回収の見込みがないもの

（４）不用図書館資料

ア 年数の経過により利用度が少なくなった複本

イ 改訂等により代替可能となったものがある場合の旧書

ウ 学問、技術の進歩、社会状況等の変化等により、資料的価値が減じたもの

エ 叢書等の一部が欠けたため、資料的価値の認められないもの

（５）雑誌、新聞

ア 別に定めた保存年限を越えたもの

(6) 視聴覚資料についての特記事項

ア 再生機器の生産が中止され、相当期間が経過したもの

イ 貸出回数が相当回数を超えているもの

(7) ラストワン・プロジェクト該当資料

愛知県内公立図書館等所蔵希少資料保存要綱で定める「ラストワン」に該当し、愛知県図書館が受入を許諾または廃棄可能と判断したもの

附則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

岡崎市立図書館の図書館資料廃棄基準（平成 8 年 8 月 30 日施行）を廃止する。

附則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。